

特定民間再開発事業及び地区外転出事情の認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 11 月 21 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 80 号

特定民間再開発事業及び地区外転出事情の認定に関する規則の一部を改正する規則

特定民間再開発事業及び地区外転出事情の認定に関する規則（昭和 60 年岩手県規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第 43号。以下「政令」という。）第25条の 4 第 2 項及び第16項並びに<u>第39条の 7 第11項</u>及び<u>第13項</u>の規定による認定に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定民間再開発事業認定の申請)</p> <p>第 2 条 政令第25条の 4 第 2 項又は<u>第39条の 7 第11項</u>の規定による認定（以下「特定民間再開発事業認定」という。）を受けようとする者は、特定民間再開発事業認定申請書（様式第 1 号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 本事業の施行地区が都市計画法<u>第12条の 4 第 1 項第 3 号</u>に掲げる再開発地区計画の区域内である場合には、<u>都市再開発法（昭和44年法律第38号）第 7 条の 8 の 2 第 2 項第 3 号</u>に規定する再開発地区整備計画の写し及び建築基準法第68条の 2 第 1 項の規定による条例の写し</p> <p>(9) [略]</p> <p>(地区外転出事情認定の申請)</p> <p>第 3 条 政令第25条の 4 第16項又は<u>第39条の 7 第13項</u>の規定による認定（以下「地区外転出事情認定」という。）を受けようとする者は、地区外転出事情認定申請書（様式第 2 号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 政令第25条の 4 第16項第 2 号又は<u>第39条の 7 第13項</u>に規定する事情によるものにあつては、従前の事業に係る許可証又はその写し、登記事項証明書その他従前の事業の概要を記載した書類</p> <p>様式第 1 号（第 2 条関係）</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第 43号。以下「政令」という。）第25条の 4 第 2 項及び第16項並びに<u>第39条の 7 第 9 項</u>及び<u>第11項</u>の規定による認定に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定民間再開発事業認定の申請)</p> <p>第 2 条 政令第25条の 4 第 2 項又は<u>第39条の 7 第 9 項</u>の規定による認定（以下「特定民間再開発事業認定」という。）を受けようとする者は、特定民間再開発事業認定申請書（様式第 1 号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 本事業の施行地区が都市計画法<u>第12条の 5 第 3 項に規定する再開発等促進区</u>の区域（<u>同法第 8 条第 1 項第 1 号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域</u>内に<u>ある区域を除く。</u>）内である場合には、<u>同法第12条の 5 第 2 項第 3 号</u>に規定する<u>地区整備計画</u>の写し及び建築基準法第68条の 2 第 1 項の規定による条例の写し</p> <p>(9) [略]</p> <p>(地区外転出事情認定の申請)</p> <p>第 3 条 政令第25条の 4 第16項又は<u>第39条の 7 第11項</u>の規定による認定（以下「地区外転出事情認定」という。）を受けようとする者は、地区外転出事情認定申請書（様式第 2 号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 政令第25条の 4 第16項第 2 号又は<u>第39条の 7 第11項</u>に規定する事情によるものにあつては、従前の事業に係る許可証又はその写し、登記事項証明書その他従前の事業の概要を記載した書類</p> <p>様式第 1 号（第 2 条関係）</p>

[略]		[略]
租税特別措置法施行令第25条の4第2項 (第39条の7第11項)の規定により、特定民間再開発事業の認定を申請します。		
施行地区	所在地	(高度利用地区・再開発地区計画の区域)
	[略]	
[略]		

備考1・2 [略]

3 「施行地区」欄中「所在地」は施行地区が高度利用地区又は再開発地区計画の区域のいずれかに存するかに応じ、「面積」は登記簿面積又は実測面積のいずれかに応じ、それぞれ該当するものを○で囲んでください。

4～9 [略]

(A4)

様式第2号(第3条関係)

[略]		[略]
租税特別措置法施行令第25条の4第16項 (第39条の7第13項)の規定により、地区外転出事情の認定を申請します。		
[略]		

[略]

(A4)

様式第3号(第6条関係)

[略]

下記の事業は、租税特別措置法施行令第25条の4第2項(第39条の7第11項)に規定する特定民間再開発事業として認定したことを証する。

記

1 [略]

2 施行地区の所在地、面積及び種別

(1)・(2) [略]

(3) 種別

{	高度利用地区等の種類等
	[略]
	再開発地区計画の区域の名称

3～5 [略]

(A4)

[略]		[略]
租税特別措置法施行令第25条の4第2項 (第39条の7第9項)の規定により、特定民間再開発事業の認定を申請します。		
施行地区	所在地	(高度利用地区・再開発等促進区の区域)
	[略]	
[略]		

備考1・2 [略]

3 「施行地区」欄中「所在地」は施行地区が高度利用地区又は再開発等促進区の区域のいずれかに存するかに応じ、「面積」は登記簿面積又は実測面積のいずれかに応じ、それぞれ該当するものを○で囲んでください。

4～9 [略]

(A4)

様式第2号(第3条関係)

[略]		[略]
租税特別措置法施行令第25条の4第16項 (第39条の7第11項)の規定により、地区外転出事情の認定を申請します。		
[略]		

[略]

(A4)

様式第3号(第6条関係)

[略]

下記の事業は、租税特別措置法施行令第25条の4第2項(第39条の7第9項)に規定する特定民間再開発事業として認定したことを証する。

記

1 [略]

2 施行地区の所在地、面積及び種別

(1)・(2) [略]

(3) 種別

{	高度利用地区等の種類等
	[略]
	再開発等促進区の区域の名称

3～5 [略]

(A4)

様式第4号（第6条関係）

[略]

下記の者は、租税特別措置法施行令第25条の4第16項（第39条の7第13項）に規定する地区外転出事情があるものとして認定したことを証する。

[略]

(A4)

様式第4号（第6条関係）

[略]

下記の者は、租税特別措置法施行令第25条の4第16項（第39条の7第11項）に規定する地区外転出事情があるものとして認定したことを証する。

[略]

(A4)

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の特定民間再開発事業及び地区外転出事情の認定に関する規則に定める様式は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出し、又は交付する申請書又は認定済証について適用し、施行日前に提出し、又は交付した申請書又は認定済証については、なお従前の例による。